遺言書を作ろう!と思ったら…

●遺言書作成件数は増加傾向

代表的な遺言書といえば、公証人に依頼し て作る"公正証書遺言"。2018年1年間で 11万471通作成されており、過去20年で(1998年 は5万4,973通) 倍増しています。

一方、全文を自分で手書きする"自筆証書遺言"の 作成件数は把握されていませんが、自筆証書遺言が 見つかった場合は「家庭裁判所の検認手続き」を受け る必要があり、その件数は公表されています。

2018年中の検認件数は1万7,487通で、高齢化 による死亡者数の増加も影響したのか、こちらも20 年で2倍に!

●遺言書は誰に相談すればいい?

白筆証書遺言は作成費用がかからないものの、要 件不備で無効になるケースもよくあります。確実な遺言 書にしておくためにも、専門家に相談して公正証書 遺言を作成することをお勧めします。

★相続争いなら弁護士

相続争いリスクが高いなら、弁護士に相談する ि メリットが大きいでしょう。イザというときは代 理人も依頼できます。ただし報酬は高めです。



★相続税が心配なら税理士

財産の洗い出し、財産評価、相続税の試算などは、 税理士の専門分野です。節税をふまえた遺産分割な どの相談に応じてくれます。

遺言書作成では、弁護士や公証人と調整役という 立場でサポートします。

★信託銀行は…

公正証書遺言の作成サポート、亡くなるまでの遺言書 保管、遺言執行まで一連のサーピスを展開しています が、費用がかかり続ける点が気になるところ…。

●公正証書遺言書作成の流れ

公証役場で遺言について相談

家族関係図や財産リストがあると便利

公証人が遺言書文案を作成 メールやファックスなどで確認



準 備

遺

言

書

作

成

B

相

談

文

案

戸籍謄本や印鑑証明書他を用意する。 利害関係者以外の証人2名の依頼。 (弁護士や税理士などに依頼もできます。)

・実印と必要書類を持参し公証役場へ行きます ※入院中などは公証人の出張対応も可能。

・公証人・証人と遺言書を確認し、署名押印 ・費用は遺言する財産目録の評価額に応じて決

められており、当日現金払い ・原本、正本、謄本の3通作成され、原本は公 証役場に保管、正本、謄本は遺言者が受領

公正証書遺言作成件数と遺言書の検認件数



●自筆証書遺言が作りやすくなる…!?

来年から新制度が登場!法務省の指定形式 で作った遺言書は、法務局が本人確認と要件 チェックをして公的に保管してくれます。(ただ し、遺言内容の相談には応じてくれません。)

保管された自筆証書遺言は検認手続きが不要とな り、また、相続人の請求に応じて遺言内容等が提供さ れるので、遺言書が確実に残せるようになります。

手書きが大変だった"財産目録"はパソコンで作成で き、通帳12°-などの添付でもよい取扱いになったの で、以前よりずっと手間が省けます。

●こんな人は遺言書を作っておこう!

主な財産が不動産で分けにくい、経営する会社の 株式は後継者(長男)に集中させたいなど、財産の引き 継ぎ先を指定したい場合に、遺言書が有効です。

また、子のいない夫婦や再婚カップルなど家族関係が 複雑だと争続以りは高いもの。事前に遺言者 の意向を文書で残しておき、揉め事のタネは なくしておきたいものです。

●遺言書作成のポイント

◆付言事項で想いも伝えよう!

最後に遺言者の想いを加えるのが付言事 項。遺言書を書いた理由、家族への感謝の言葉、家族 仲良くなど遺言者の想いや希望を入れておくこと で、遺族への説得力が高まります。

◆元気なうちしか作れない

遺言書作成は法律行為、贈与契約などと同じで判 断能力があるうちしか作れません。書き直しはでき るので、まずは1通目を作っておいては?

◆遺言執行人の指定

遺言書通り遺産の名義変更などをするのは遺言執 行人。争続リスクがあったり、不動産があるなら、遺 言書で指定しておく方がよいでしょう。